

# 一橋大学大学院法学研究科副専攻「EU研究共同プログラム」実施要項

平成 25 年 2 月 28 日施行

平成 26 年 3 月 11 日改正

令和 4 年 4 月 1 日改正

学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、EU に関する専門知識の修得を目的とする一橋大学大学院法学研究科副専攻「EU研究共同プログラム」(以下「EU研究共同プログラム」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 EU研究共同プログラムを履修できる者は、一橋大学大学院修士課程、博士後期課程又は専門職学位課程(ただし、法科大学院は除く)に在籍する学生とする。

(科目及び単位数)

第 3 条 EU研究共同プログラムに関する科目及び単位数は、別に定める募集要項(以下「募集要項」という。)のとおりとする。

(EU研究共同プログラムの修了要件)

第 4 条 修士課程在籍者及び専門職学位課程在籍者は、募集要項に定める科目の中から「EUワークショップ」及び「EU Research Skills I 及び II」を含む計 16 単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程在籍者は、募集要項に定める科目の中から「EUワークショップ」及び「EU Research Skills I 及び II」を含む計 18 単位以上を修得しなければならない。また、学位論文については、「EUワークショップ」の担当教員立会いのもとで公開プレゼンテーションを行わなければならない。

(登録)

第 5 条 EU研究共同プログラムの履修を希望する者は、年度始めの履修登録期間内に「EU研究共同プログラム履修登録願」(別紙様式第 1 号)を法学研究科事務室に提出しなければならない。

(修了認定)

第6条 EU研究共同プログラムを履修登録する者のうち修了認定を受けようとする者は、指定の期日までに「EU研究共同プログラム修了認定申請書」(別紙様式第2号)を法学研究科事務室に提出しなければならない。

2 EU研究共同プログラムの修了認定は、法学研究科委員会が行う。

3 EU研究共同プログラムの修了者には、所属する課程の修了時に「EU研究共同プログラム修了証」(別紙様式第3号及び第4号)を授与する。

(事務)

第7条 EU研究共同プログラムに関する事務は、法学研究科事務部が行う。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

## EU研究共同プログラム登録願

申請日： 年 月 日

研究科名： \_\_\_\_\_ 研究科

入学年度： \_\_\_\_\_ 年度

課程・学年： 修士・博士後期 課程 \_\_\_\_\_ 年

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_



(別紙様式第3号)

**EU研究共同プログラム（修士課程・  
専門職学位課程・博士後期課程）修了証**

所属研究科名

氏 名

本学大学院法学研究科副専攻「EU研究共同プログラム」  
の所定の課程を修了したことを認定しこれを証する

年 月 日

一橋大学大学院法学研究科長 氏 名 印

一 橋 大 学 長 氏 名 印

(別紙様式第 4 号)

COLLABORATIVE PROGRAM ON EU STUDIES  
CERTIFICATE OF COMPLETION  
(DOCTORAL LEVEL/ MASTER'S LEVEL)

(氏 名)

(所属研究科名)

THE GRADUATE SCHOOL OF LAW,  
HITOTSUBASHI UNIVERSITY  
HEREBY CERTIFIES THAT THE ABOVE-NAMED  
HAS SUCCESSFULLY COMPLETED THE  
COLLABORATIVE PROGRAM ON EU STUDIES

DATED (年月日)

TOKYO, JAPAN

(氏 名)

DEAN

Graduate School of Law

Hitotsubashi University

(氏 名)

PRESIDENT

Hitotsubashi University